

インド藩王国における知行政策、一七二〇～一八二〇

佐藤正哲

一

筆者はかつて、ムガル帝国の支配下にあった一ヒンドゥー王国コーター(Kota)を対象として、この王国の支配者集団を構成するラージプート(戦士階級)の貴族層が維持するビラーダリー(biradari)と呼ばれる従者集団の構造を分析したことがある⁽¹⁾。

本稿はこのビラーダリー集団の研究においてとりあげたコーター王国の貴族層のうち、その研究のきっかけを提供してくれたラーワット(Rawat)家ととりあげ、王権とラーワット家との関係を、主としてラーワット家が世襲的に、しかも「更新 bahā」を認められつつ保持してきた一〇数カ村の「知行 jagir」に対しておこなわれ

た王権の知行政策を通じて考察し、王国の貴族・豪族層に対する王権の支配とその意義を論じたい。

対象とする時代は、さきのラーワット家の研究が一八世紀二〇年代で終わっているもので、それに続く一八世紀後半を中心として一九世紀二〇年代にまでおよぶ。この時代はムガル帝国がデリー周辺を支配する一地域的政権に転落し、デカン地方からマラーター勢力の北インド侵攻、とりわけラージャスターンではラージプート諸王国を略奪し貢納金を徴収する。滅亡に傾いたラージプート諸王国は、同じくマラーターに手を焼くイギリス東インド会社と利害が一致し、ラージプート諸王国が「会社」の保護下に入る条約をむすぶ一八一七～一九年へと収斂してゆく。

コーター王国では、ムガル支配の弱体化とともに王国周辺の所領化が積極的に進められ、東インド会社との「条約」締結に至るまでつづく。一七七〇年代初頭には宰相ザーリム・シング (Zaim Singh, 1739—1823) が登場し、その五〇年にわたるデスポットの統治を開始する。「ラージャスターンのマキアヴェリ」(J. Tod) と呼ばれるかれは、マラーターへの貢納の支払いという属国状態のなかで、巧みな外交と強力な統治によって軍制や農制、さらには一般的な統治上の諸改革を推進し、一八一七年の東インド会社との「条約」に至る⁽³⁾。

なお、史料の所在、種類、内容、性質などについては、筆者がこれまで発表してきた関係の論文や著書を参照されたい。

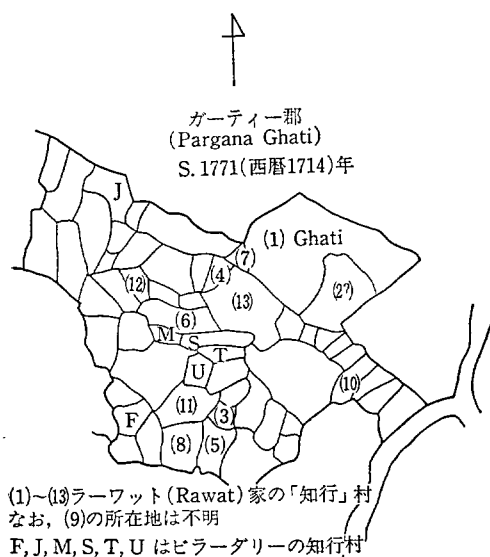
二

まずラーワット家の世襲的「知行」およびラーワット家のピラダリーのメンバーに与えられている知行相互の位置関係を確認し、ラーワット家の在地支配を概観しておきたい。

つぎに掲げる地図は、一九六一年の『センサス・アト

ラス」⁽⁴⁾に、筆者の史料を重ねあわせて一八世紀コーター王国のガティー郡 (Pargana Chat) の郡域を示したもので、細線で囲まれた一つ一つの区画は一九六一年当時の村域をあらわしている。したがって、村名は当時と同じであっても、本稿が対象とする時代以後に新村が設立され、村地の一部が新村に付属させられたり、分村や廃村の統廃合などによってその村域が当時とは若干異なっている村もあると思われるが、相互のおよその位置関係を知る上では大した問題はないと思う。

地図上の番号(1)～(13)はラーワット家の世襲的な「知行」村⁽⁵⁾で、後に掲げる第一表の左端の番号の村名に符合するものであるが、このうち(2)と(9)の村については、その位置関係を確認できなかった。(9)ベーンプロ (バンプロ) は、本稿の対象とする時代に廃村になっており、一九六一年の『センサス・アトラス』にもその村名を見出すことはできない。(2)ガトヘーラー (ガトロ) 村は、(1)都城ガティーの東南の一角に深くくいこんでいる村と考えられるが、当時と名称が違っていて確認できない。またアルファベットは、S・一七七一年ラーワット家の頭ピラダリーのメンバーに与えられている知行の村名の頭



文字をとった略称で、詳しいことは後に本文で説明する。ラーワット家の「知行」の地理的位置をみると、その居城のある(1)都城ガーティー、(4)クークロー・スندگان、(6)サヘナーワッド、(7)クークロー・ラーカー、(12)ダーイープロ、(13)マインプロの各村は相互に隣接して一つのブロックを、まさに所領を形づくっている。さきに述べたように、都城ガーティーに深くいこんでいる村が

(2)ガトヘーラーであるとするれば、なお一層大きな所領となろう。また(3)チャーハニャーケーリー、(5)ニーマーノ、(8)ドゥハーニャーケーリー(ドゥハーノ)、(11)チヨースイーローの各村も相互に隣接し、もう一つのブロックを形成している。このブロックの東端の村から東へ六キロ、都城ガーティーから東南へほぼ同じ距離のところに(10)ジーリー村が存在する。

これにS・一七七一年にラーワット家のピラーダリーのメンバーに与えられている知行のうち、ガーティー郡に存在する知行を結びつけてみると、次のようなことがわかる。このうちムカンドブラー(M)、サヘラーワッド(S)、テリャーケーリー(T)、ウダイプロ(U)の各村は、さきのラーワット家の二つのブロックに分けられる「知行」の間に位置しており、これによってラーワット家の一つの大きな支配領域がうかび上ってくる。もとよりピラーダリーの知行の多くは所替えの対象になっており、このうちの多くもそういった知行である。しかし、なかには右にみたムカンドブラー、サヘラーワッド、さらにはファテブル(F)のように、世襲的な知行もある。しかも、これらの知行は、ラーワット家の当

主が推挙したビラーダリーのメンバーに与えられている事例をも考えあわせると、ラーワット家は居城ガーティーを中心とし、この周辺のかんりの村をその傘下においた領域支配をおこなっていたと考えられる。筆者がS・一七七一（西暦一七二四）年の史料をあえて使用したのは、ラーワット家のこうした領域支配の原型をうかび上らせるためである。

ラーワット家の先祖が、コーター王国ガーティー郡の一角に右のような領地を得たのがいつであるかを確かめることはできないが、ブーンディー国王ヴィール・スィン（Vir Singh, S. 1460—1470）の孫で、ラーワット家の始祖となるメーワー・スィン（Mewa Singh）の時代であるとも、初代コーター国王の時代（S. 1688—1704）とも言われる。⁽¹⁰⁾ 筆者の収集してきた史料では、S・一七七七（西暦一六九〇）年までさかのぼることができる。都城ガーティーと周辺一〇数カ村を「知行」として世襲的に保持し、ラーワット（いわば小王）のタイトルを与えられ、ビラーダリーを率いる長の家系がメーワーワット（Mewāwat, Miyāwat, Mēyāwat）つまりメーワールの血筋・子孫の宗家である。以下ではこれをラー

ワット家ないしラーワット本家と呼ぶことにする。

筆者がさきの研究で扱ったラーワット家の当主は、ナハル・ハーン（Nahar Khān）の息子ハリ・スィン（Hari Singh, S. 1759）からその子ゾラーワール・スィン（Zorāwar Singh, S. 1760—77）を経てジョード・スィン（Jōdh Singh, S. 1778—98）までの三代である。ハリ・スィンは、筆者の史料によればS・一七四七年からラーワットを称して現われているが、そのタイトルを得たのはそれ以前のことであろう。

ジョード・スィンからラーワット家を相続したのは、その子モークカム・スィン（Mōhkan Singh, S. 1799—1840）である。モークカムの次は息子のスク・スィン（Sukh Singh）ではなく、孫のゴパール・スィン（Gōpal Singh, S. 1841—81）が相続している。史料はスク・スィンがゴパールの父であるという記録を残しているにすぎず、知行者に任ぜられた痕跡もないことから、かれは若くして死亡したのであろう。

以上のラーワット家の当主たちを系図にして示したのが次頁の「歴代のラーワット」で、括弧内の数字はその在位年度である。「S」はサンバット暦の略称で、本文

歴代のラーワット
 Nahar Khān
 |
 Hari Singh
 (?—S. 1759)
 |
 Zorāwar Singh
 (S. 1760—77)
 |
 Jōdh Singh
 (S. 1778—98)
 |
 Mōhkam Singh
 (S. 1799—1840)
 |
 (Sukh Singh)
 |
 Gōpāl Singh
 (S. 1841—81)

でも用いるが、これから五七を差し引くと西暦年度が出る。さきの研究は、ジョード・スィングがラーワット家を相続した直後までを扱っているにすぎないので、本稿が扱うラーワット家の当主は、ジョード・スィングからゴーパール・スィングの代のS・一八八一(西暦一八二四)年頃までである。

三

コーター王国も他のラージプット諸王国と同様に、ムガル帝国の直轄領で実施されていた知行制を導入して王権の強化をはかっていった。しかし、同一の土地に対する知行保持は、せいぜい三、四年を限度とする頻繁な所替えの原則を、そのまま王国の知行制に適用するわけにはゆかなかった。いわんや在地社会に深く根をおろしているラージプットの貴族・豪族層に対しては然りで、ラ

ーワット家が代々保持してきた所領ともいうべき「知行」には、折々に「更新」という安堵の別の表現がとられていた。にも拘らず、所領を「知行」と呼び、安堵を「更新」でもって確認してゆくことは、形式的ではあるにせよ、知行制の進展であり、一七世紀のコーター王国では既にその橋頭堡が築かれていたことを示している。

本節の課題は、ラーワット家の在地支配の根幹をなしていると考えられるこの「知行」が、ゴーパール・スィングの代までの一〇〇年の間にどのような変化をこうむったかを追求する。もちろん、ラーワット家の知行は、これら一三カ村(都城ガートイーも村数として数えて)の「知行」にのみ限られるわけではない。後にも述べるように、時に応じて与えられる所替えの知行があり、また就中ラーワット家の一族とラーワット家のピラダリーのメンバーに与えられた知行がある。これらの重要性は言をまつまでもないが、ここではそれを論じる時間的余裕もスペースもないので、後に論旨との関連で若干論じ、具体的考察は稿をあらためておこないたい。

第一表は、筆者がタクスィーム(Tagsim)と呼ばれる文書を中心にしてラーワット家の「知行」状況を表に作

第一表 Rāwat 家の「知行」

サンバット 曆	1780	1785	1786~90	1791~98	1799~1803	1804~05	1806~35	1840	1841~48	1853~56	1871	1881
村名												
(1) Ghāṭi (Kasbā)	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) Chāṭhērā	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(3) Chāharyākherī	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
(4) Kūkrō-sundar	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(5) Nīmānō	○	○	—	○	—	○	○	○	○	○	—	—
(6) Sahenāwad	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
(7) Kūkrō-lākhā	○	○	—	○	—	—	○	○	—	—	—	—
(8) Duhānyākherī	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
(9) Bēnpuro	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
(10) Jhūrī	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(11) Chōsītō	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(12) Dhānpuro	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
(13) Mānpuro	○	○	—	○	—	○	○	○	—	—	—	—

○ Rāwat 家の「知行」村。

● Rāwat 家の「知行」2分の1カ村。

— Rāwat 家の「知行」村ではない。

s. 1781~84, 1836~39, 1849~52, 1857~70, 1872~80 の記録得られず。

成したもので、サンバット暦の欄に年、度が記されている場合は、ラーワット家の「知行」の有、無が確認される年度を意味している。⁽¹¹⁾

これら一三カ村のうち(12)ダーイープロと(13)マーンプロは、S・一七四八(西暦一六九二)年以來の「知行」であり、残り一カ村は前年のS・一七四七年以來であるが、このうちの多くの村は同年に与えられたというよりは、それ以前から「知行」として与えられていたと考えられる。また以上の村は(2)ガトヘーラー村の半カ村分の知行を除き、いずれもS・一七八〇(西暦一七二三)年までラーワット家の「知行」を形成しており、この時点でこれらの村はラーワット家の「知行」として、少なくとも三〇年あるいはそれ以上の歴史を有していたわけである。なお、(2)ガトヘーラー村の知行はS・一七七七年か、それに先立つ一二年の間にその半分が接收され、ビール(Ban)部族の者に知行として与えられている。この村はラーワット家の世襲的な「知行」のうち、接收された最初の村である。ただ、S・一七四七年にラーワット家の知行を形成していて、翌四八年に接收されている村カンワルプラ(Kanwarputa)がある。さきの地図では「

村の南で村一つをこえた次の村である。これが所替えの知行であったのか、世襲的な「知行」を形成している村であったのかは不明である。

S・一七八五(西暦一七二八)年には、(2)ガトヘーラー、(4)クークロー・スندگان、(10)ジーリー、(11)チョーローの三・五カ村が接收されており、ラーワット家の「知行」は九カ村となっている。この接收がおこなわれた年度と理由についてはわからないが、翌八六年の大接收と関連があるのかも知れない。この接收状況を見て興味があるのは、接收にバランスがとられていることであろう。すなわち、(2)ガトヘーラー村を除く三カ村は、まず都城ガーターのブロックから(4)クークロー・スندگان村を、もう一つのブロックから(11)チョーロー村を、そして単独に存在している(10)ジーリー村というように、接收に後述べるような政策的配慮がなされている。

S・一七八六年の接收は、「知行」のすべてを召し上げるといふ、まさに取り潰しである。このような措置は国家への敵対行動や反逆行為に対する懲罰以外には考えられない。この大接收については後に検討を加えるが、

この接收は永久的ではなく五年間で終わる。S・一七九一年「知行」は接收を解除されてジョード・スینگ本人にもどり、S・一七八五年の規模に復帰する。かれはこの「知行」の保持を全うしてS・一七九八年世を去る。しかしながら、「知行」はこれ以降S・一七八〇年の規模にもどることなく、ひたすら削減・接收される方向に進む。

S・一七九九(西暦一七四二)年、ラーワット家を相続したモークカム・スینگが保持を認められた「知行」は都城ガーティーのみで、これ以外の八カ村は接收されるといきびしい措置をうけている。この状態は五年間つづき、S・一八〇四年になって接收された八カ村のうち二カ村が、ついで同〇六年に一カ村が返還される。しかし、残り五カ村はかれがラーワット家の当主の間はもちろんのこと、その後も返還されることはなかった。後述するように、「知行」を相続するに際して、新しい当主が先代の「知行」すべてを相続できるとは限らなかったにしても、このようなきびしい措置を講じるには、講じる側と講じられる側との間に緊張するような政治的理由があったのであろう。

S・一八〇六年までに返還されている三カ村は、都城ガーティーに隣接する(7)クークロー・ラーカーと(13)マープロに、もう一つのブロックを形成する(5)ニーマーノの各村で、後者の村はラーワット家の「知行」の飛び地を形成することになった。王権が二カ村の返還をおこなったことは、接收と返還の表面的な理由はとも角、これら二カ村が都城ガーティーの一角を形成しており、接收によるラーワット家のリアクションが大きかったことによるのではあるまいか。逆に返還されずに終った村を見ると、都城ガーティーのブロックでは、ガーティーからもっとも遠い所にある。王権による接收が、「知行」の周辺部から、いわば外堀りを埋めるかたちで始められているのがわかる。

S・一八四一(西暦一七八四)年モークカム・スینگの孫ゴーパール・スینگがラーワット家の当主となるが、相続できたのは都城ガーティーと(5)ニーマーノ村の「知行」だけで、先代の「知行」二カ村は相続に際し接收されている。(7)クークロー・ラーカーと(13)マープロの接收は、内堀を埋める作業であり、前回の接收から十分に時間をかけ、満を持しての接收であったように考

えられる。S・一八七一（西暦一八一四）年の飛び地ニ
ーマーノール村の接収を待つまでもなく、ラーワット家の
在地支配は大きく切り崩されてしまったといえる。

これを象徴するのは、都城ガーティーの土地調査がお
こなわれたことであろう。コーター王国では、これまで
S・一七七四年とS・一八三八年の二回全国的な検地
(maṇḍya)がおこなわれ、後者の年度ではラーワット家
の都城ガーティーとニーマーノール村は検地を免れ、前回
の検地結果（信用できる数値では必ずしもない）が記載
され、国家の役人による立ち入りを拒んできた。しかし、
ラーワット家の「知行」が本丸だけとされたS・一八八
一年都城ガーティーはこの地の村長によって土地調査が
行われ、お上へ報告書が提出されている⁽¹²⁾。これは又、村
長層を国家に直接むすびつけるという宰相ザリム・ス
ィングの創設した「村長制度」(Patāi System)が機能
し、国家の役人としての村長を介して、国家権力が村落
内部に浸透しつつあったことを示している。

いずれにせよ、ラーワット家の「知行」接収の仕方
に見る王権の政策的意図は、このように在地社会に大きな
勢力をもち、基礎をおく豪族としての基盤を奪い、破壊

するところにあったことは明らかである。しかも、こ
うした王権の政策は、接収した「知行」のその後の処理の
仕方にも反映されている。

S・一七八六～九〇年の間ラーワット家の「知行」は
すべで接収されていたが、その間この「知行」は一括して
バゴート・スィング・ラートール (Bhagot Singh Rāt-
hōr) という知行者に与えられていた。かれは「知行」
接収の受け渡し使として、かつ知行の受領者としてこれ
らの村にのりこみ、五年間にわたる支配をおこなったわ
けである。なお、かれはピラーダリーを率いる有力な貴
族タークル・ジャイ・スィング・ラートール (Thakur
Jai Singh Rathor) の弟である⁽¹³⁾。またS・一七九九年に
は、都城ガーティーを除く八カ村の「知行」はすべて接
収されていることを見た。これらの「知行」は、最初の
二年間が直轄地として国家の役人に管理され、S・一八
〇一～〇六年まで、その間ラーワット家に返還された三
カ村はその返還の年度まで、「一括してブラターブ・スィ
ング・ソーランキー (Pratāp Singh Solankhi) とゾー
ラムデー・ソーランキー (Bhirande Solankhi) の父子
の知行とされている。

このように、接收した「知行」を分割せずに、一括して有力な知行者に与え、あるいは国家管理に置くということとは、ラーワット家が長年月にわたって培ってきた在地支配の痕跡を払拭しようとする政治権力の意志のあらわれである。逆の面から見ると、このような処理の仕方を行わなければならないほどに、この接收した「知行」の支配・管理がむずかしかったというべきであろうか。

四

ラーワット家の「知行」接收の推移を概観し、それが入念な政策的意図のもとに、ラーワット家の在地支配の基盤を奪い、破壊しようという方向で進められてきたことを見た。それでは知行の接收や授与を通して、王権によるラーワット家への政治的支配はどのようにおこなわれたのであろうか。

ラーワット家の「知行」接收の年度を見て気づくことの一つは、ラーワット家の当主相続に際して認められる「知行」の規模であり、これを通じてコーター王国の知行政策の政策的展開の一面を読みとることができる。

第一表に記載することはできなかったが、S・一七六

○(西暦一七〇三)年ゾラーワル・スィングが「知行」を相続するに際しては、「知行」の接收は全くない。次のジョード・スィングの相続であるが、ガトヘーラー村の半分の「知行」接收は、相続の前年かそれ以前である。前年であるとすれば、後に言及するように、父ゾラーワルの戦死と弟バーラット(Bharat)の一時的相続といったトラブル(それがあったとすれば)につけこんでおこなわれたのかも知れない。

問題になるのは、モークム・スィングが父ジョードの後をうけてラーワット家の当主となったS・一七九九年と孫ゴバールが次の当主となったS・一八四一年である。第一表で見る如く、相続を認められたのは、いずれも先代が生前に保持していた「知行」そのままの規模ではなく、一部を接收された「知行」である。

帝国の所替えに立つ知行制が導入されている以上、王国の統治者が帝国の禄位・知行制の大黒柱、つまり帝国は知行・禄位を相続する者に、先代の知行と禄位のすべてを継承することは許さず、帝国が削減して保持を認めた知行と禄位を増加しうるか否かは、かれ自身の帝国への献身と功労の如何によるのだという大原則を知らない

はずはなかった。しかも、相続を認められる「知行」の大きさは決してきまっているものではなく、授与する側とされる側との間の、その時々⁽¹⁴⁾の信頼と力関係にもとづく政治的駆引きによるものであったから、そこにはつねに権力の意志の介入する余地があったわけで、ラーワット家の「知行」の「相続分」についても、そうした方向から考えておかねばならない。

このように、ラーワット家の「知行」の歴史から、コーター王国における知行制の進展という事実をみることができる。しかし、それを「知行」の削減・接収の歴史であるというならば、それは必ずしも正しいわけではない。一般に知行高は、「知行」の「基本高」に所替えの対象となる知行が上積みされたものであり、ラーワット家の知行高もそうした知行からなっていることは、すぐ後で見る通りである。とはいえ、そうした加増・追加知行や一族への知行授与、さらには一族全体としての知行増は、しばしば「知行」の削減・接収という事実や意図の隠れみものとなっている。とりわけ、分家や新家の形成は、本家の世襲的な「知行」の一部を分与することによってが多⁽¹⁵⁾く、たとえ手放した「知行」の代替に一般的

な知行増を受けたにせよ、本家の、さらには一族の勢力の弱体化を意味する。ラーワット本家の「知行」削減の背後には、ラーワットのタイトルを与えての分家、新家の創出という事実がある。

ラーワットのタイトルが、ラーワット本家の当主以外に与えられている事例は、S・一七九二年のループ・スィング(Rup Singh)を嚆矢とする⁽¹⁶⁾。かれ以前には叔父バーラットがおり、かれは兄ゾラーワルの戦死した直後のS・一七七八年ラーワットと「知行」を相続している。これは臨時的・一時的なものであったようで、同年兄の子ジョード・スィングに「知行」ともども移譲されている⁽¹⁷⁾。しかしながら、ジョード・スィングの弟ループ・スィングがラーワットを称し、息子インドラ・スィング(Indra Singh)に相続されているという事実は、授与が一時的なもの、一代限りのものではないことを示している。ループ・スィングの名前はS・一七八〇年からS・一八二六年までの史料に見られるが、S・一七九二年からラーワットを称している。大接収の事件と関係があるかも知れない。インドラはS・一八三五年にはラーワットを⁽¹⁸⁾称しているから、その相続はS・一八三〇年前後であろ

う。

このほかに本家のモークカム・スィングの弟キラット・スィング (Kirat Singh) にも与えられている。かれの史料への登場は S・一八一九年からで、ラーワットを称しているのは S・一八三四、三五年の史料においてである。息子バリー・サール (Barī Sāl) は知行者として S・一八四〇年代の史料に見出されるが、ラーワットを称してはいない。父キラットがまだ存命中であったのか、それともラーワットは父の一代限りであったのか、その点は不明である。また S・一八三三年ガーン郡の知行者にラーワット・ハルナート・スィング (R. Har-nāth Singh) がいる。かれの親族関係はわからないが、かれが三カ年知行としていた同一の村が、同年さきのラーワット・インドラ・スィングの知行とされているから、両家の関係が推測される。

ループ・スィングとキラット・スィングは、いずれもそれぞれの時代のラーワット本家の当主の弟である。こうしたラーワットの授与、分家・新家の形成は、一族兄弟の間に存在する権力欲・不和・確執を利用し、あるいは醸成することによって本家の弱体化、一族の結合にひ

びを入れることを狙った王権の政策であったが、それは又、政治権力一般の常套手段でもあった。分家・新家への知行授与によって、一族全体としては知行の増加がみられたとしても、それはしばしば本家の「知行」の犠牲においてなされたものである。⁽¹⁹⁾ よしんばそうではないにせよ、ラーワット家が二家になることは、本家および一族の内部に二つの中心を生み、分裂の機会をつくったことになる。ラーワットが三家、四家ともなれば、ラーワットの価値の低下以外の何物でもなく、本家の權威は失なわれ、豪族としての勢威は大きく削がれることになる。

ラーワット本家の「知行」の削減・接収、複数の家へのラーワットの授与などとの関連で興味があるのは、本家をふくめ一族のなかで、かつての本家のようにとび抜けて大きな知行高をもつ家がなくなってきたことである。しかも、本家ほどの削減ではないが、一族の他の家も同様に削減をうけ、全体として本家も一族の有力な家も知行高が平準化する現象を示している。二、三事例をあげておこう。

本家の知行高が史料に明記されるようになるのは S・

一八一〇(西暦一七五三)年頃のこと、それ以前は追加の知行高のみが明記されるだけで、世襲的に保持する「知行」高についての記載はない。筆者は、かつてラーワット・ジョード・スイングのS・一七八〇年の知行高を三〇、〇〇〇ルビーを優にこえるものと推定したが、それは「知行」一三・五カ村の「地租高」を「基本高」にして、これに追加知行一〇、三〇〇ルビーを上積みしたものである。⁽²⁰⁾

次の当主モークカム・スイングのS・一八一〇年前後の知行高は一三、〇〇〇ルビー、これには「基本高」五、一〇〇ルビーが込みになっている。S・一八二〇～三〇年代初めまでの知行高は、若干確実性に欠けるが、「基本高」と同じ五、一〇〇ルビーである。S・一八三三年は七、七五〇ルビー、S・一八三九年は九、一五〇ルビーの知行高で、いずれも「基本高」五、一〇〇ルビーがふくまれている。モークカムの次のゴーパールの代では、知行高はS・一八四三年七、七五〇ルビー、同四八年六、〇〇〇ルビー、同四九年五、〇〇〇ルビーで、いずれも「知行」三、二〇〇ルビーの「基本高」をふくんでいる。⁽²¹⁾

ラーワットの分家・新家をみると、ループ・スイング

の知行高はS・一七九二～九七年一二、九〇〇ルビー、S・一八二六年八、〇〇〇ルビー、息子インドラの知行高はS・一八三三～三五年七、三〇〇ルビーである。キラット・スイングのS・一八三三年の知行高は九、五〇〇ルビーである。⁽²²⁾なお、本家のジョード・スイングの弟グマーン・スイングは、ラーワットのタイトルこそもないが、S・一七八〇年の知行高は三〇、〇〇〇ルビーである。しかし、S・一七九四年には極端な削減がなされて一、二〇〇ルビーとなるが、これは後述するような政治的事件への関与によるのかも知れない。かれの息子アジート、孫アンダルの代ではかなり回復し、S・一八〇七～一二年頃、S・一八一七～二六年頃、いずれも知行高は四、四〇〇ルビーである。⁽²³⁾

これら有力な家の知行高を一瞥すると、その知行高の著しい減少と同時にその規模がほぼ同程度になっていることに気づく。これは本家をはじめ一族の有力な家が、勢力のほぼ均等な小規模な集団へと分解されてきたことを意味している。これは又、ピラーダリーのメンバーの間で格差のあった知行高が、均等化してくることも関連していると思われるが、この点については稿をあらた

めて論じる。

ただ知行の規模が同程度であるといっても、世襲的な「知行」をもち、その「基本高」に上積みされる知行高の本家と、主として所替えの対象となる知行からなり、国王の恩寵に依存する分家や新家とでは、おのずと大きな違いがあり、本家には在地社会に根づいた強さがあった。しかし、それも「知行」がつぎつぎと接收されていくとなると、分家や新家のもつ「知行」と変らなくなってくる。S・一八七一年に都城ガーターのみの五〇〇ルビーの「知行高」となると、その凋落、没落ぶりに驚かざるを得ない。

五

ラーワット家とその一族に対する知行政策が、かれらの間に王権への不信を募らせ、官廷での論功行賞や人事の不平等などをきっかけとして、しかも一族内部の分裂も手伝って、政治的事件や反乱を導いたのかもしれない。歴史上の反乱が権力者側の恣意的言動や粗暴な立居振舞、あるいは偶発的事件から引き起こされたかに見えても、そこには権力者側のよみや入念な計画があったことはし

ばしば指摘されるところである。挑発によって引き起こされる事件や反乱はその最たるものといえよう。

S・一七八六年から五年間、ラーワット本家のジョード・スィングはその「知行」のすべてを接收され、取り潰しにあってはいるが、このような国家による強権発動は、これに至る原因や契機が国家とラーワット家のいずれの側にあるにせよ、国家に対する敵対・反逆行爲への処罰を意味していることはいうまでもない。またS・一七九九年モークカム・スィングが父ジョード・スィングを相続するに際しても、またその後のことにしても、かれに對してはきびしい知行授与あるいは接收がなされている。新しい当主は、相続の際に先代の「知行」すべてを相続できるとは限らない、それがどの程度の規模になるかは、授与する側の判断(御恩)によるのだという知行原則が確立していたとしてもなお、この「知行」授与ないし接收には、ジョード・スィングの場合と同様に「反乱」や「事件」のにおいがつきまとい、その懲罰的措置であるように感じられる。

これに照応する反乱や事件として想起されるのは、グヒロート氏のいうアジート・スィング(Ajit Singh)に

よる王国財務大臣 (Divān) の殺害事件とシャルマール氏のラーワット・チータル・シング (Rāwat Chītar Singh) の反乱である。⁽²⁴⁾

前者によると、財務大臣を殺害したアジート・シングはラーワット・ゾラーワル・シングの直系の孫で、ニザーム・ウル・ムルクとの戦いで祖父が国王ビーム・シング (Bhim Singh, 在位 S. 1764—77) と共に戦死したため、ラーワット本家を相続したクシャール・シング (Khushāl Singh) の子であったという。この事件によって都城ガーティーの「知行」は接收された(他の「知行」についてはわからない)が、アジート・シングの孫であるグマーン・シングが、ジャイプル王を相手としたバトワラー (Bhatwārā) の戦いで武勇を発揮した功により、都城ガーティーを返還されたという。この記述部分については史料の根拠が全く示されていないので、グヒロート氏はこれを伝聞か伝承によったのであろう。筆者の手元の史料と照らしあわせると、事実関係に混乱が見られるので、次に整理してその誤りを正しておきたい。

既に述べてきたように、ゾラーワル・シングはその

子ジョード・シングによって相続され、かれの弟がグマーン・シングである。ゾラーワル・シングには弟クシャール・シングはいるが、同名の息子はいない。しかも、アジート・シングはグマーン・シングの息子であって、その逆ではない。バトワラーの戦いは S・一八一八年で、史料からみればグマーン・シングは既に死亡し、孫の代であると考えられる。さらに重要な事実は、ラーワット家の都城ガーティーが接收されていたのは S・一七八六と九〇年であるから、その返還とは S・一七九一年を指すが、バトワラーの戦いはこれより三〇年後である。

筆者が知行関係からラーワット一族の系図をつくって眺めて見ると、この時期に事件や反乱によって死亡したとか、知行の相続関係が断絶したとかいった条件をみたすような知行者はない。むしろ、大きな知行高ないし軍事力を持ち、事件後赦されて知行を大きく削減されている者の存在を考えた方がよい。そうした目で見ると、さきのグマーン・シングがあげられる。グヒロート氏の混乱している親族関係を正してみるならば、そこにグマーン・シングの名前があげられていること自体、か

れのこの事件への関与が事実であったことを示すのではあるまいか。かれの知行高はS・一七八〇年三〇、〇〇〇ルビーで、騎兵九九、小銃隊一二五人の軍役を負担している。当時からかれの知行高、軍事力を上まわる者としては、本家の当主ジョード・スィング以外にはない。S・一七九四年にはわずか一、二〇〇ルビーの知行高へと激減している。この激減がいつなされたのかは、右の兩年度の間のかれに関する記録が手に入らないのでわからないが、やはり懲罰としての削減であろう。ただ本家の兄ジョード・スィングの「知行」が、五年後接收された当の本人にすべて返還されているということは、ジョード・スィングが本家の、かつ一族の長としての責任をとられ、「知行」はお上による五年間の「御預り」となっていたのかも知れない。

シャルマー氏は右の事件についてふれるところはないが、グーゲール (Gügel) の領主の討伐との関連でラーワット・チータル・スィングの反乱を述べている。グヒロート氏も後者の名前こそ記していないが、同じくグゴール (Ggöhl) の領主の反乱を記している。⁽²⁵⁾ 両人の説を筆者なりに整理してみると、国王ドゥルジャン・サール

(Durjan Sāl, 在位 S. 1780—1813) はS・一八一〇年領主の死を契機にグゴールの領地を接收しようとして反乱に直面し、ブーレンディー王国の貴族をふくめかなりの領主がこれに呼応し、それにチータル・スィングも合流したということになる。

チータル・スィングの兄ジョード・スィングは、S・一七七八年ラーワット家の当主になっており、シャルマー氏のいうような、チータル・スィングがラーワットのタイトルを得ていた事実はない。かれはS・一七八〇年に三カ村の知行一四、〇〇〇ルビーを得、そのうちの一カ村は息子ボーバット・スィング (Bhōpat Singh) に相続され、S・一八七一年までかれの知行となっている。S・一八〇六年の史料では、同年この村の知行はチータル・スィングに与えられているが、⁽²⁶⁾ S・一八一一年の記録では息子ボーバットの知行になっている。同年およびS・一八二六年の記録は、この村の知行の一部、前者の記録では騎馬二、後者では騎馬五の維持費に相応する額を、チータル・スィングの妻 (manā, mānsā) に与えるようにという指示が、この村の知行者である息子のボーバットに与えられている。当時チータル・スィングは

死亡していたと考えられる。ボーバットの相続はこの一カ村のみであるから、他の二カ村が接収されていたとすれば、この死亡の年度ともども、かれの反乱への加担と逃亡ないし死亡は現実性をおびてくる。

それではS・一七九九年モーカム・スィングがラーワット本家の当主となった時の「知行」の接収が、処罰と思われるほどにきびしく、大きかった事実にはいかなる理由があるのであろうか。何らかの事件を示唆する記録は得られないが、王権とラーワット家側との間に何らかのトラブルの発生によることは確実であろう。モーカム・スィングの晩年のS・一八三九年、かれは三八騎で参軍すべきところをわずか一一騎で参軍するという軍役違反をやっている。この時モーカム・スィング自身をふくめラーワット家一族の知行者一〇人の従者の欠勤はあわせて五四騎にのぼっている。⁽²⁷⁾ いずれにせよ、王権とラーワット家およびその一族の間には大きな不信が存在し、そうしたことも知行のきびしい削減の事実となっており、あらわれたのであろう。

右の事件で興味があるのは、いづれも王権による貴族・領主支配ないし知行制の問題と関わっていることで

あろう。グゴールの領主の領地接収は、まさに領主つづきであり、ラーワット家にとっても他人事ではすまなかったはずである。財務大臣殺害の件は、かれが徴税・財政の総元締であったことを考えれば、公正を欠いた知行の授与、きびしすぎる知行の接収その他、その原因は意外に近いところにあるのではあるまいか。いづれにせよ、王権と豪族層との関係の内包する問題ないし矛盾が噴出したものである。

六

ラーワット家が代々維持してきた「知行」に対する王権の政策を一〇〇年にわたってながめてきたが、その「知行」の歴史はラーワット家の没落の歴史でもあった。S・一八七一年にはラーワット家の「知行」は、その居城のある都城ガートイーを残すのみとなり、いかにすさまじい「知行」の接収・取り潰し政策が展開されてきたかがわかる。この過程で王権は、ラーワット家から国王と同様に象に乗って部隊を指揮する特権⁽²⁸⁾を奪いとり、「知行」の接収によって貴族としての地位と名譽に大きな打撃を与えた。ラーワット本家にはもはや一族を統べ

る力もなければ、その中心でもなく、中心のない一族は既に大きく分解・分裂させられていた。一族をささえてきた武力組織の中核リーダーも、その物質的基盤は所替えと接収によって大きく崩されていった。ラーワット家の側にしても、こうした王権の政策をただいたずらに座視するものではなかった。かつては国王と共に従軍し、その面前で敵を倒し、あるいは討死した先祖たちの末裔は、今や軍役義務を怠り、反乱に加担し、あるいは政治的事件を引き起こすなど、かつての忠臣の姿は次第に影をひそめていった。しかし、時代はかれら豪族層の抵抗を踏みにじり押しつぶして進みつつあった。

こうした知行政策は、なにもラーワット家とその一族に対してだけでなく、当時の知行者一般に対してなされたものであった。史料の語るところでは、王国の知行はS・一七九八〜九九九年の一、一七七ヵ村からS・一八四八〜四九九年の一、一四一ヵ村へと減少したが、それは三〇数ヵ村の知行の減少ではなく、王国の増加した村数と地租高にしめる知行の割合の著しい減少であった。⁽²⁹⁾さらに驚くべき事実⁽³⁰⁾は、S・一八九〇年の知行が一八九ヵ村という数値である。これを見れば、ラーワット本家のと

りつづいても、こうした政策の一環にすぎず、歴史の一つのエピソードになってしまいかも知れない。

コーター王国をはじめとするラージブート諸王国は、ムガル帝国から導入した知行制をテコとして支配者集団ラージブートの在地性を奪い、伝統的に弱い王権の強化をはかった。しかし、それはまた、政治権力として自己の依拠する権力基盤を否定するという諸刃の剣でもあった。

にも拘らずラージブート王国が、「近世的な」(という用語には語弊があるが)国家に転成してゆくためには、ムガル帝国の権力をバックにし、さまざまな制度的改革をとまなう一連の政策的展開によって、王権の強化、中央権力の強化をはかってゆく以外には方法がなかった。

しかも、その過程では帝国から導入した知行制さえも旧いものとして脱ぎ捨て、傭兵制という「近世的な」軍制へと脱皮してゆかねばならなかった。宰相ザーリム・スィングの統治下にヨーロッパ人ならびにムスリムを指揮者とする傭兵制が本格化し、それと並んで農制の改革、地租の金納化、知行者層の討滅・追放、村長制度の創設などの内政改革がはかられていった。ここにみた知行政

策の展開は、まさにこうした歴史の動きのなかに位置づけられるものである。

- (1) 「ラージプート・ピラーダリー集団の構造」として一九七三年三月一橋大学に提出した博士課程単位修得論文。これに若干手を加え、同年「ラージプート軍事集団—その知行構造について—」「一橋論叢」第七〇巻第二号、「ラージプート軍事集団—その私的集団組織について—」「アジア経済」第一四巻第九号、「ラージプート軍事集団—王権と豪族について—」「一橋論叢」第七〇巻第四号に分載される。後、大幅に加筆され、拙著『ムガル期インドの国家と社会』（春秋社、一九八二年）の本論第一部に収録。この続きである本稿を執筆するにあたり、院生時代に御指導いただいた故深沢宏教授の、また一九八三年五月筆者のインドへの出張中に逝去された院生時代のゼミナールの指導教授故増淵龍夫先生の深い学恩に感謝し御冥福をお祈ります。
- (2) 拙稿「ムガル時代末期におけるラーシプート王国の所領拡大について」亜細亜大学『経済学紀要』第一一巻第一号、一九八六年、二一—五九頁。
- (3) Shastri, R. P., *Jhalu Zaim Singh (1739—1823)*, Jaipur, 1972(?).
- (4) Gupta, C. S., *Census of India 1961, vol. XIV, Rajasthan, part IX—A, Census Atlas*, New Delhi, 1967, pp. 520—523. ㉞『ギンハナス・ノートラス』のノーター県 (Dist-

st. Kota) とジャールワール県 (Dist. Jhalawar) の部分については、県立長崎国際大学の長島弘氏から資料の提供をいただいた。この場を借りて日頃の有益な御教示と御批判とに對しあわせて謝意を表したい。

- (5) ガーティー郡は、一九六一年当時のチェーチャット郡 (Tehsil Chechat) の東半分と南に隣接するラームガンジ・パンチャー郡 (T. Rangany Mandi) の北部の一部をなぐむ地域である。

- (6) 前掲拙著「二二一ページ」第一表。

- (7) 同右「二二八ページ」第三表。

- (8) 同右「一三二ページ」第四表。

- (9) 同右「一三四ページ」。

- (10) Gahlot, J. S., *Rajputānē kā Itihās*, vol. II, Kotā Rājya, Jodhpur, V. S. 2017, p. 155. Sharma, M. L., *Kōjā Rājya kā Itihās*, vol. II, V. S. 1996, p. 407.

- (11) ㉞の表の作成には次のような史料を利用した。*Taqsim Parganā Chāṭī*, S. 1778 & 1780, B. N. 1/2, Bh. N. 6; *Taqsim Parganā Chāṭī*, S. 1800, 1803, 1805, 1811, and 1823, B. N. 3/2, Bh. N. 6; *Taqsim Parganā Chāṭī*, S. 1826, B. N. 4, Bh. N. 6; *Taqsim Parganā Chāṭī*, S. 1833, B. N. 6, Bh. N. 6; *Taqsim Parganā Chāṭī*, S. 1835, B. N. 7/2, Bh. N. 6; *Taqsim Parganā Chāṭī*, S. 1843, B. N. 12, Bh. N. 6; *Taqsim Parganā Chāṭī*, S. 1856, B. N. 21/2, Bh. N. 6; *Taqsim Tālā Chāṭī*, S.

- 1871, B. N. 25, Bh. N. 6; *Khātā*, S. 1839, B. N. 64/2, Bh. N. 1; *Khātā*, S. 1847—49, B. N. 17/2, Bh. N. 6; *Khātā*, S. 1881, B. N. 12, Bh. N. 7;
- (21) *Khātā*, S. 1881, B. N. 12, Bh. N. 7.
- (22) 前掲拙著『一四六』一五二ページ。
- (23) *Jamā* Parganā Māngrol, S. 1792, B. N. 106, Bh. N. 1.
- (24) *Taqsim* Parganā Ghāfi, S. 1778.
- (25) *Taqsim* Parganā Gāgrōn, S. 1835, B. N. 7/2, Bh. N. 6.
- (26) *Taqsim* Parganā Urmāl & Ghātōfi, S. 1835, B. N. 7/2, Bh. N. 6. *Khātā*, S. 1848—49, B. N. 16/2, Bh. N. 6.
- (27) *Taqsim* Parganā Gāgrōn, S. 1835.
- (28) 例えは『S・一七九九年に接収されている本家の「知行」の(6)サハナワッド村は『S・一八二九—三二三年上記のキラール・スベントンの知行となつてゐる』*Taqsim* Parganā Ghāfi, S. 1823 & 1826.
- (29) 前掲拙著『一二三—一四五ページ』。
- (30) 注(11)の史料。
- (31) *Jamās* Parganā Māngrol, S. 1792 & 1797. *Taqsim* Parganā Urmāl, S. 1825, Parganā Ghātōfi, S. 1826, Parganā Bārān, S. 1833, and Parganā Urmāl, S. 1833.
- (32) *Taqsim* Parganā Barōd, S. 1780, Parganā Māngrol, S. 1794, Parganā Ghāfi, S. 1812, 1823 & 1826.
- (33) Gahlot, J. S., *op. cit.*, p. 155. Sharma, M. L., *op. cit.*, p. 408.
- (34) Gahlot, J. S., *op. cit.*, p. 63.
- (35) *Taqsim* Parganā Chehat, S. 1780, 1781, & 1797. *Taqsim* Parganā Ghātōfi, S. 1780, 1800, 1806, 1811, 1812, 1814, 1826, 1843, 1856, and 1871. *Khātā*, S. 1839.
- (36) *Khātā*, S. 1839.
- (37) 前掲拙著『一二四ページ』。
- (38) 拙稿「一七—一八世紀北インドにおける政治権力と宗教」(II)亜細亜大学『経済学紀要』第一一巻第三号『一九八六年』四五一—四二二ページ。
- (39) *Māfyāt Jāgir wa Udaḥ*, S. 1890, B. N. 12, Bh. N. 7.

(亜細亜大学教授)